

飲食店や店舗などを利用するすべての人の安全と安心のために

違反対象物の公表制度

違反対象物の公表制度とは？

建物を利用しようとする方々がその建物の危険性に関する情報を入手し、建物利用の判断ができるよう、消防本部が把握した「重大な消防法令違反」を公表する制度です。

公表の対象となる建物

飲食店・百貨店・ホテル等の不特定多数の方が利用される建物や病院・社会福祉施設など避難が困難な方が利用する建物です。



公表の対象となる違反

消防法令により建物に設置が義務付けられている屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備のいずれかが消防法令に違反して設置されていないものです。



公表の方法

益田広域 違反対象物

検索

益田広域消防本部公式ウェブサイトに掲載しています。
ウェブサイトは「益田広域 違反対象物」で検索できます

益田広域消防本部